

平成23年(少コ)第26号

## 和解条項

- 1 被告は、原告に対し、本件債務として、金4万7000円の支払義務のあることを認め、本和解の席上で金4万7000円を支払い、原告はこれを受領した。
- 2 原告はその余の請求を放棄する。
- 3 原告と被告との間には、本件和解条項に定めるものの外、本件に関し、他に何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 4 訴訟費用は各自の負担とする。

以上